

## 感染警戒レベルの基準の見直し等について（概要）

R4.10.28

新型コロナウイルス感染症対策室

### ○ 今回の見直しの背景

👉 オミクロン株 BA.5 系統による第7波の状況を踏まえて、季節性インフルエンザとの同時流行等が懸念される第8波に向けて見直しを行う。

«第7波の状況について»

- ・「BA.5 系統」は、従前の流行株と比べ、感染力が強く、重症化しにくい特徴がより顕著となった。
- ・一部地域では、全県の病床ひっ迫よりも早期に外来ひっ迫が生じた。

### ○ 感染警戒レベルと医療アラートの役割の整理

#### 1 『感染警戒レベル』…圏域ごとの感染状況（外来のひっ迫状況）を表示

- ・レベル1及び2を統合し、段階数を削減（6段階→5段階）
- ・第7波の実績等を踏まえ、人数基準を引上げ（2.5倍）
- ・人数基準の引上げ等に伴い、小規模圏域（木曽・北アルプス）についても、他圏域と同様に10万人当たり新規陽性者数により基準を適用するよう取扱いを変更
- ・外来ひっ迫が確認された際には、レベル引上げが可能

#### 2 『医療アラート』…全県の病床ひっ迫度を表示

### ○ 感染警戒レベルと医療アラートの運用の考え方

- ・現行で運用している医療アラートの発出状況によるレベルの上限設定を廃止
- ・医療アラートから独立して感染警戒レベルを運用
- ・医療アラート発出時には、当該レベル相当以上の呼びかけと病床関連対策を行うことができる。

## 改正点の詳細

### (1) 感染警戒レベルの段階削減（6段階から5段階へ）

#### ☞ レベル1と2を統合し「小康期」を新設

- ・第7波においては、オミクロン株（BA.5系統）の特性に伴う呼びかけ等の内容の変化に対応

### (2) 新規陽性者数の基準の引上げ

#### ☞ 人数基準について、現行から概ね2.5倍引上げ

- ・第7波においては、7月連休明けの週から外来ひっ迫が顕著となった
- ・この週の間における全県の1週間新規陽性者数の規模が約6千人。この段階でレベル4引上げを行うような人数設定は10万人当たり300.0人（6千人）→**現行の2.5倍**
- ・第7波における陽性者数と延べ入院者数の相関状況を確認した数値（下表：約2.3倍）と比較しても妥当

	延べ入院者数：a	陽性者数：b	倍率：a/b	直前の波との倍率
<b>第7波</b> 7/1~10/20	27,812	147,043	0.19	<b>約 2.3</b>
<b>第6波</b> 1/1~6/30	29,265	68,851	0.43	-

※延べ入院者数：入院者×入院日数

### ○ 改正後のイメージ図

現行		改正後	
旧レベル	直近1週間の10万人当たり新規陽性者数	新レベル	直近1週間の10万人当たり新規陽性者数
1	-	<b>小康期</b>	-
2	30.0人以上		-
3	60.0人以上	<b>3（注意）</b>	<b>150.0人以上</b>
4	120.0人以上	<b>4（警戒）</b>	<b>300.0人以上</b>
5	180.0人以上	<b>5（最大警戒）</b>	<b>450.0人以上</b>
6	まん防・緊急事態宣言など	<b>6（危険）</b>	まん防・緊急事態宣言など

### (3) 小規模圏域（木曾圏域・北アルプス圏域）の取扱い変更

#### ☞ 小規模圏域についても、10万人当たり新規陽性者数により人数基準を適用

- ・現行の基準：小規模な集団感染等による頻繁なレベル変動を避けるため、実人数（北信圏域の10万人当たり新規陽性者数）により基準を適用
- ➡改正後：他圏域と同様に10万人当たり新規陽性者数により基準を適用
  - ✓「人数基準の緩和」や「レベルの段階数削減」により、頻繁なレベル変動の懸念が一定程度解消
  - ✓より実態に即した感染状況をレベルに反映

### (4) 発熱外来のひっ迫によるレベル引上げ

#### ☞ 外来診療のひっ迫が確認された際には、レベル引上げが可能

# 長野県新型コロナウイルス感染症・医療アラート及び感染警戒レベル

令和4年10月28日改正

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

## 1 主旨

- 県は、「必要な医療を受けるべき人が受けられる体制」を維持することができるよう、県内の感染状況等について県民と認識を共有するとともに、的確かつ迅速な対策を講じるために医療アラート（以下「アラート」という。）及び感染警戒レベル（以下「レベル」という。）を運用する。
- 県は、以下の基準に基づき、新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会の意見を聴取しつつ、アラートの発出・解除やレベルの引上げ・引下げを行う。

## 2 医療アラート（全県）

### 【考え方】

- アラートは、全県の病床ひっ迫の状況を表すものとする。
- アラートの発出は、下表1を基準に行うことを原則としつつ、別表のモニタリング指標の状況も勘案し、総合的に判断して行うものとする。

【表1：医療アラートの発出基準】

アラート	確保病床使用率の目安
—	—
医療警報	入院者/確保病床数の割合＝25%以上 又は 重症者/確保病床数の割合 <sup>*</sup> ＝20%以上
医療特別警報	入院者/確保病床数の割合＝35%以上 又は 重症者/確保病床数の割合 <sup>*</sup> ＝30%以上
医療非常事態宣言	入院者/確保病床数の割合＝50%以上 又は 重症者/確保病床数の割合 <sup>*</sup> ＝40%以上

※ 確保病床のうち重症者用一般病床に対する重症者用一般病床に入院している重症者の割合

### 【医療アラートの解除について】

- ①アラートを発出した日から起算して10日間以上経過し、②確保病床使用率の目安が発出基準を下回っており、かつ③当面感染が再拡大していくリスクが低く医療提供体制への負荷（病床ひっ迫の状況）が軽減されると認められる場合はアラートを解除することを原則とする。
- なお、療養者数の減少傾向が継続し、確保病床使用率が目安を下回っている場合にあっても、重症者/確保病床数の割合が目安を上回っている場合であっても医療提供体制の状況を総合的に勘案しアラートを解除することができるものとする。

### 3 圏域の感染警戒レベル

#### 【考え方】

- レベルは、圏域の感染状況（外来ひっ迫の状況）を表すものとする。
- 圏域（広域圏単位）のレベルの引上げは、下表2を基準に行うことを原則としつつ、新規陽性者数の増減の傾向等も勘案し、総合的に判断して行うものとする。
- ただし、入院を必要としない軽症等であっても陽性者の絶対数が著しく多くなり、新型コロナウイルス感染症の診療・検査医療機関における外来診療のひっ迫や医療現場における人材不足等の状況が生じるおそれがある場合には、下表2に関わらずレベル引上げを行うことができるものとする。
- 政府から本県を対象としたまん延防止等重点措置が公示され、知事が特定の区域に指定した市町村についてはレベル6とする。
- 政府から本県を対象とした緊急事態宣言が発出された場合は、全ての圏域をレベル6とする。

【表2：圏域の感染警戒レベルの引上げ基準】

レベル	直近1週間の新規陽性者数の目安
小康期	—
3 (注意)	人口10万人当たり150.0人以上
4 (警戒)	人口10万人当たり300.0人以上
5 (最大警戒)	人口10万人当たり450.0人以上
6 (危険)	(まん延防止等重点措置が公示され、特定区域となった場合) (緊急事態宣言が発出された場合)

#### 【感染警戒レベルの引下げについて】

- ①レベルを引き上げた日から起算して10日間以上経過し、②直近1週間の新規陽性者数が目安を下回っており、かつ③当面感染が再拡大していくリスクが低いと認められる場合はレベルを引き下げを原則とする。
- レベル6からの引下げについては、まん延防止等重点措置又は緊急事態宣言の期間が終了した場合に行うものとする。

《参考》 対策の目安

(あくまでも目安であり、その時々や感染状況や重症化割合等に応じて必要な対策を講じるため、実際の対策と異なる場合がある)

【表3：医療アラートに応じた医療提供体制（病床ひっ迫）の状況と対策の目安】

アラート	状況	対策
医療警報	医療提供体制への負荷が拡大している	病床ひっ迫状況の周知
医療特別警報	医療提供体制のひっ迫が見込まれる	医療機関への早期転院・退院の促進 宿泊療養施設における入所基準の切替え 高齢者施設等における感染拡大防止の徹底
医療非常事態宣言	医療提供体制のひっ迫が懸念される	緊急的対応病床の稼働検討

【表4：感染警戒レベルに応じた感染（外来ひっ迫）状況と対策の目安】

レベル	状況	対策・呼びかけ
小康熙	陽性者の発生が比較的落ち着いている	各々の状況に応じた感染防止対策を講じること
3 (注意)	感染拡大に警戒が必要	基本的な感染防止対策（マスク着用、手指消毒、密集・密接・密閉のいずれも回避すること）を徹底すること
4 (警戒)	感染が拡大している	重症化リスクの高い方は感染リスクが高い場面・場所では十分注意すること/事業者等はガイドラインの遵守を徹底すること 等
5 (最大警戒)	感染が顕著に拡大している	重症化リスクの高い方は感染リスクが高い場面・場所を避けること/事業所等ではリモートワークの活用など感染拡大防止対策を徹底すること/十分な対策が困難なイベントについては内容等の再検討などを行うこと 等
レベル6 《まん延防止等重点措置》 【特措法に基づく】	特定の区域において県民生活及び県民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある	感染の状況や国の基本的対処方針を踏まえた対策を実施
全圏域 レベル6 《緊急事態宣言》 【特措法に基づく】	県民生活及び県民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある	

※ 医療アラート発出時には、当該レベル相当以上の呼びかけと病床関連対策を行うことができる。

【別表：常にモニタリングする指標】

モニタリング指標
新規陽性者数及び新規陽性者数の今週先週比
高齢者新規陽性者数及び高齢者新規陽性者数の今週先週比
入院者数／確保病床数の割合 (確保病床に入院している者の数を確保病床数で除して得た割合)
重症者数／重症者用確保病床数の割合 (重症者用確保病床に入院している重症者の数を重症者用確保病床数で除して得た割合)
確保病床外の入院者数
入院率 (入院者数を療養者数で除して得た割合)
人口 10 万人当たりの自宅療養者数及び療養等調整中の数の合計値
療養者数
重症者数
中等症者数